

## 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部

### 教職実践センター研究紀要編集規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教職実践センター規程第2条(7)に基づき、「教職実践センター研究紀要」(以下「紀要」という。)の発行に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (名称)

第2条 紀要の名称は、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教職実践センター(以下、センター)運営委員会にて定める。

#### (編集委員)

第3条 紀要の編集にあたり、編集委員を配置する。編集委員は、センターの委員の中から、センター運営委員会の議を経て、センター長が任命する。

#### (編集委員の任期)

第4条 編集委員の任期は、2年とする。

#### (発行および募集期限)

第5条 紀要の発行は、原則として年1回、2月に発行する。募集期限は、毎年11月末とする。臨時発行については、その都度定める。

#### (投稿資格)

第6条 紀要へ投稿できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学非常勤講師
- (3) 本学名誉教授
- (4) 本学専任教員の推薦のある者

#### (投稿変数)

第7条 単独の著者、または第1著者として投稿できる論文編数は原則として1編とする。

#### (原稿の受理)

第8条 原稿は未発表の学術論文に限る。この原稿は本規程に従っており、直ちに印刷できる状態になっている場合に限り、受理する。

#### (校正)

第9条 校正は著者校正とし、校正期限を厳守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。

(著作権)

第10条 投稿された論文等の著作権は、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部に帰属するものとする。ただし、著者が教育・研究に利用する場合は、再利用を妨げない。

(公開)

第11条 掲載された論文等は、センター運営委員会の議を経た上で、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学術情報リポジトリ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、教務課および図書情報課にて行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、センター長がこれを行う。

(補足)

第17条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。